

平成 27 年 3 月 23 日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成 26 年度 3 月期）

総務省は、平成 26 年度 3 月期分の交通安全対策特別交付金の額を
3 月 23 日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

29,331 百万円

2 現金交付

平成 27 年 3 月 30 日（月）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 鈴木・西林

代表 03-5253-5111

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成26年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市 町 村 分
1 北海道	690	626
2 青 森	195	97
3 岩 手	208	104
4 宮 城	249	271
5 秋 田	169	83
6 山 形	213	106
7 福 島	342	169
8 茨 城	426	213
9 栃 木	285	142
10 群 馬	437	218
11 埼 玉	909	608
12 千 葉	682	450
13 東 京	1,526	762
14 神奈川	713	985
15 新 潟	262	254
16 富 山	167	83
17 石 川	172	86
18 福 井	117	58
19 山 梨	147	73
20 長 野	361	176
21 岐 阜	313	156
22 静 岡	598	630
23 愛 知	1,046	883
24 三 重	282	142
25 滋 賀	207	104
26 京 都	243	300
27 大 阪	972	964
28 兵 庫	753	591
29 奈 良	173	83
30 和歌山	143	70
31 鳥 取	74	36
32 島 根	105	52
33 岡 山	275	287
34 広 島	332	328
35 山 口	213	106
36 徳 島	136	67
37 香 川	219	109
38 愛 媛	212	106
39 高 知	112	54
40 福 岡	725	809
41 佐 賀	206	103
42 長 崎	207	103
43 熊 本	207	224
44 大 分	198	99
45 宮 崎	263	131
46 鹿児島	308	153
47 沖 縄	193	95
合 計	16,984	12,347

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入（運用益を含む。）から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- （例示）
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく（ガードフェンス、防護柵）
 - ・ 道路反射鏡（カーブミラー）

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2：1：1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない（この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。）。

6 交付時期

年2回（9月及び3月）

7 交付総額算定までのフローチャート

